



第101期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階 葵

目次

■ 第101期定時株主総会招集ご通知	1
■ インターネットによる議決権行使のご案内	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役10名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	13
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	15
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	16
(添付書類)	
■ 事業報告	21
■ 連結計算書類	44
■ 計算書類	47
■ 監査報告書	50

株式会社ニチレイ

証券コード：2871

(証券コード 2871)
2019年6月3日

株主各位

東京都中央区築地六丁目19番20号

株式会社ニチレイ

代表取締役
会長 大谷 邦夫

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

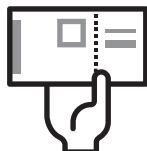
1. 開催日時	2019年6月25日（火曜日）午前10時 （受付開始 午前9時）
2. 開催場所	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスホテル東京 2階 葵 （ご出席の際は、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項 報告事項	1. 第101期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第101期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 第2号議案 第3号議案 第4号議案 第5号議案	剰余金の処分の件 取締役10名選任の件 監査役1名選任の件 取締役の報酬額改定の件 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための 報酬決定の件
4. その他招集に 関する決定事項	「議決権行使について」をご参照ください。

以上

議決権行使について

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

当日ご出席



同封の議決権行使書用紙をお持ちいただき、会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちください。

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2019年6月24日（月曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。

インターネット



インターネットによる議決権の行使につきましては、3～4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

議決権行使書の郵送とインターネットの利用により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる開示について

- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
- ・株主総会招集ご通知添付書類のうち以下につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただいており、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

当社ホームページ

<https://www.nichirei.co.jp/ir/stock/meeting.html>



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2019年6月24日（月曜日）

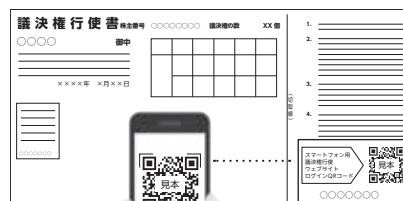
午後5時までに賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

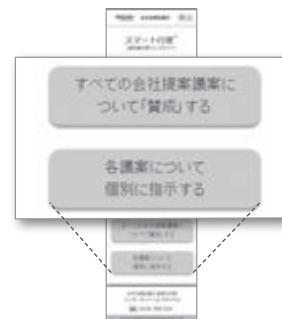


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」の議決権行使は**1回限り**です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくことにより、議決権行使ウェブサイトへ遷移することができます。



議決権行使書の郵送とインターネットの利用により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 午前9時～午後9時 土日・休日を除く)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

PCやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、各事業年度の連結業績およびキャッシュ・フローなどを勘案しながら、連結自己資本配当率（DOE）に基づき安定的な配当を継続することを基本方針としております。

つきましては、当期の連結業績を踏まえ、期末配当金を次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき16円

配当総額 2,132,273,056円

（中間配当金を含めた1株あたりの年間配当金は、中間配当金16円を含め合計32円となります。）

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名（全員）は任期満了となりますので、社外取締役候補者3名を含む取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 おおたに くにお
大谷 邦夫 1956年5月1日生

再任



所有する当社の株式の数
12,700株

取締役会出席状況
19/19回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2005年4月 株式会社ニチレイプロサーヴ取締役常務執行役員
2008年4月 当社経営企画部長
2010年6月 当社執行役員
事業経営支援部長、経営企画部長
2012年4月 株式会社ニチレイプロサーヴ代表取締役社長
2012年6月 当社取締役執行役員
経営監査部・事業経営支援部・総務部・人事部・経理部・
広報部担当、経営企画部長
2013年6月 当社代表取締役社長
2016年6月 株式会社ファイネット代表取締役社長（現在に至る）
2017年6月 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会長
2019年4月 当社代表取締役会長（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

株式会社ファイネット代表取締役社長

取締役候補者とした理由

大谷邦夫氏は、経理部門、経営企画部門および事業経営支援部門等の業務経験ならびに当社およびグループ会社の社長としての経営経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、グループ経営を統括する立場からの意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。



所有する当社の株式の数
2,468株

取締役会出席状況
18/19回 (94.7%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社入社
 2011年4月 株式会社ニチレイフーズ事業統括部長
 2013年4月 当社経営企画部長
 2014年6月 当社執行役員経営企画部長
 2015年6月 株式会社ニチレイフーズ取締役常務執行役員
 ブランド推進部・人事部・管理部・事業推進部・海外調達部・
 国際事業部管掌、経営企画部長
 2017年4月 同社代表取締役社長
 2017年6月 当社取締役執行役員
 2018年4月 当社取締役執行役員
 経営企画部管掌
 2019年4月 当社代表取締役社長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

大櫛顕也氏は、加工食品事業の生産部門、事業統括部門および経営企画部門等の業務経験ならびにグループ会社の社長としての経営経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、加工食品事業および経営企画部門での経験から、また、本年4月より当社の社長に就任し、グループ経営を統括する立場からの意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。

3

たぐち たくみ
田口 巧

1963年4月9日生

再任



所有する当社の株式の数

3,000株

取締役会出席状況

18/19回 (94.7%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
 2011年4月 当社財務部長
 2012年4月 当社経理部長
 2012年6月 株式会社ニチレイプロサーヴ取締役執行役員
 当社執行役員
 財務IR部担当、経理部長
 2014年6月 当社取締役執行役員
 経営監査部・経営企画部・法務部・人事総務部・財務IR部・
 経理部管掌、事業経営支援部長、広報部長
 2019年4月 当社取締役執行役員
 経営監査部・経営管理部・経営企画部・情報戦略部・法務部・
 人事総務部・財務部・経理部・グループコミュニケーション部管
 掌（現在に至る）

取締役候補者とした理由

田口巧氏は、経理部門および財務部門の業務経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、会計・財務等の見識を活かして、意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。

4

かねこ よしふみ
金子 義史

1959年6月9日生

再任



所有する当社の株式の数

2,500株

取締役会出席状況

18/19回 (94.7%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2005年4月 株式会社ニチレイフーズ食品物流部長
 2007年4月 同社素材調達部長
 2009年5月 同社営業本部関西支社長
 2011年4月 同社執行役員
 営業本部広域営業部長
 2012年12月 同社執行役員
 Nichirei Foods U.S.A., Inc. 取締役会長
 2014年4月 株式会社ニチレイフーズ常務執行役員
 海外調達部・国際事業部管掌
 2014年6月 同社取締役常務執行役員
 海外調達部・国際事業部管掌
 2015年6月 株式会社ニチレイフレッシュ代表取締役社長（現在に至る）
 当社取締役執行役員（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

株式会社ニチレイフレッシュ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

金子義史氏は、加工食品事業の営業部門、調達部門および物流部門等の業務経験ならびにグループ会社の社長としての経営経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、国内および海外での豊富な経験と実績を活かして、意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。

5

かわさき じゅん じ
川崎 順司

1961年11月23日生

再任



所有する当社の株式の数
800株

取締役会出席状況
19/19回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
 2013年4月 株式会社ニチレイフーズ品質保証部長
 2014年4月 同社執行役員品質保証部長
 2017年4月 当社技術戦略企画部長
 2017年6月 当社取締役執行役員
 品質保証部管掌、技術戦略企画部長
 2018年4月 当社取締役執行役員
 技術戦略企画部管掌、品質保証部長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

川崎順司氏は、加工食品事業の品質監査、工場品質管理等の品質保証部門およびマーケティング部門の業務経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、技術戦略・品質保証等の見識を活かして、意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。

6

うめざわ かずひこ
梅澤 一彦

1966年1月5日生

再任



所有する当社の株式の数
1,600株

取締役会出席状況
15/15回 (100%)※

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
 2008年4月 株式会社ロジスティクス・プランナー執行役員
 ソリューション開発部長
 2012年4月 株式会社ロジスティクス・ネットワーク常務執行役員
 管理本部長
 2014年5月 株式会社ニチレイ・ロジスティクス東海代表取締役社長
 2016年5月 株式会社ニチレイ・ロジスティクス関西代表取締役社長
 2017年6月 株式会社ニチレイロジグループ本社取締役常務執行役員
 技術情報企画部長、業務革新推進部長
 2018年4月 株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長（現在に至る）
 2018年6月 当社取締役執行役員（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

梅澤一彦氏は、低温物流事業の物流ソリューション部門や事業管理部門等の業務経験およびグループ会社の社長としての経営経験を豊富に有しており、取締役会や社内の各種会議等において、低温物流事業での経験と実績を活かして、意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者としたしました。

※2018年6月26日開催の第100期定時株主総会において新たに選任され、就任したため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

7

たけなが まさひこ
竹永 雅彦

1964年9月16日生

新任



所有する当社の株式の数
5,638株
取締役会出席状況

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2013年4月 株式会社ニチレイフーズ ブランド推進部長
2015年4月 同社執行役員
生産統括部生産戦略部長、生産管理部長
2016年4月 同社執行役員
家庭用事業部長
2017年4月 同社常務執行役員
家庭用事業部長
2018年6月 同社取締役常務執行役員
2019年4月 同社代表取締役社長（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

株式会社ニチレイフーズ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

竹永雅彦氏は、長年にわたり加工食品事業の営業部門に携わり、ブランド推進部門、生産部門を経たのち、家庭用事業部長として多くの大型商品を普及させ、市場を牽引して当社グループの売上・利益の拡大に寄与した実績と豊富な業務経験を有しております。また、同氏は、グループ会社の取締役および本年4月からはグループ会社の社長を務める等の経営経験を有しております。
当社は、同氏の経験と実績を経営に活かしたいため、取締役候補者いたしました。

8

うざわ しずか
鵜澤 静

1946年1月30日生

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者



所有する当社の株式の数
900株
取締役会出席状況
19/19回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年4月 日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）入社
2001年6月 同社取締役
経理本部長
2004年6月 同社常務取締役
2006年6月 同社取締役常務執行役員
総務本部長
2007年4月 同社取締役専務執行役員
紙製品事業本部長
2009年6月 同社代表取締役社長
2013年6月 同社代表取締役会長
2013年10月 株式会社日本政策金融公庫社外取締役（現在に至る）
2015年3月 サッポロホールディングス株式会社社外取締役（現在に至る）
2016年6月 当社社外取締役（現在に至る）

(重要な兼職の状況)

株式会社日本政策金融公庫社外取締役
サッポロホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

鵜澤静氏は、経営者としての豊富な経験と財務・経理分野の幅広い見識を有しており、グループ経営の視点から、取締役会や社内の各種会議等（指名諮問委員会および報酬諮問委員会を含む）において、意見、提言等を行っております。
当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者いたしました。
なお、同氏は2016年6月から当社社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年です。

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



所有する当社の株式の数
900株

取締役会出席状況
18/19回 (94.7%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年4月 株式会社銀座テラー総支配人
- 2000年4月 同社代表取締役社長（現在に至る）
- 2003年6月 株式会社ワーニークリエイティブ・ジャパン（現株式会社GGG）
代表取締役社長（現在に至る）
- 2003年11月 株式会社銀座ビル（現株式会社銀座テラーグループ）代表取締役
社長（現在に至る）
- 2016年6月 当社社外取締役（現在に至る）

（重要な兼職の状況）

- 株式会社銀座テラーグループ代表取締役社長
- 株式会社銀座テラー代表取締役社長
- 株式会社GGG代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

鰐淵美恵子氏は、長年にわたり企業経営に携わっており、その経験と見識を活かして、生活者の商品・サービスの購買行動などの視点も踏まえながら、取締役会や社内の各種会議等（指名諮問委員会および報酬諮問委員会を含む）において、意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2016年6月から当社社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年です。



所有する当社の株式の数
100株

取締役会出席状況
15/15回 (100%)※

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 持田製薬株式会社入社
 1986年7月 ジョンソン・エンド・ジョンソンメディカル株式会社
 (現ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社) 入社
 2002年9月 テルモ株式会社入社 薬事部長
 2004年6月 同社執行役員
 薬事部長
 2007年6月 同社上席執行役員
 薬事部長、臨床開発部長
 2010年6月 同社取締役上席執行役員
 薬事部長、臨床開発部長
 2017年4月 同社取締役顧問
 2018年6月 当社社外取締役 (現在に至る)
 株式会社メディパルホールディングス社外取締役 (現在に至る)
 2019年3月 DIC株式会社社外取締役 (現在に至る)
 2019年4月 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学大学院
 ヘルスイノベーション研究科教授 (現在に至る)

(重要な兼職の状況)

株式会社メディパルホールディングス社外取締役
 DIC株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

昌子久仁子氏は、薬事関連業界での企業経営者としての豊富な経験と、品質保証、研究開発に関する幅広い見識を有しております。また、取締役会や社内の各種会議等（指名諮問委員会および報酬諮問委員会を含む）において、意見、提言等を行っております。

当社は、引き続き、同氏の経験と見識等を経営に活かしたいため、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は2018年6月から当社社外取締役に就任しており、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

※2018年6月26日開催の第100期定時株主総会において新たに選任され、就任したため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款の規定により鵜澤静、鰐淵美恵子および昌子久仁子の3氏との間で、賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会で再任された場合は、当該契約を継続する予定であり、賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 鵜澤静、鰐淵美恵子および昌子久仁子の3氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本総会で再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役（社外監査役）齊藤國太郎氏は任期満了となります。つきましては、当社における適正かつ有効な監査体制を引き続き維持するため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案をご承認いただきますと、当社の監査役は5名（うち社外監査役3名）となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

さいとう ゆうひこ
齊藤 雄彦

1955年1月27日生

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者



略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年4月 検事任官
2012年9月 法務省保護局長
2014年7月 京都地方検察庁検事正
2015年4月 横浜地方検察庁検事正
2016年9月 高松高等検察庁検事長
2017年3月 広島高等検察庁検事長
2018年1月 退官
2018年3月 弁護士登録（堂島法律事務所）（現在に至る）

所有する当社の株式の数

0株

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

社外監査役候補者とした理由

齊藤雄彦氏は、法曹界の出身者であり関係省庁の要職を歴任しました。退官後は弁護士として職務に従事しており、法律の専門家としての豊富な経験および高い見識等を有しております。

当社は、同氏の経験および見識等を、監査に活かしたいため、社外監査役候補者としたしました。

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款の規定により、齊藤雄彦氏が本総会で選任された場合は、同氏との間で、賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由

齊藤雄彦氏は、社外監査役候補者とした理由のとおり、当該分野において高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

4. 齊藤雄彦氏は、同氏が本総会で選任された場合は、東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。

【ご参考】社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役又はその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断する。

1. 当社グループ関係者

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者。

2. 取引先関係者

①当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者。

（注）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2%又は1億円のうちいずれか高い額以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。

②当社グループの主要な取引先又はその業務執行者。

（注）「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社グループの年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った者をいう。

③当社グループの主要な借入先又はその業務執行者。

（注）「当社グループの主要な借入先」とは、直近事業年度末において当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資していた者をいう。

3. 寄付又は助成を行っている関係者

当社グループが、年間1,000万円以上の寄付又は助成を行っている組織等の理事その他業務執行者。

4. 専門的サービス提供者

①弁護士、公認会計士、税理士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関するコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を受領している者。

②当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員。

5. 議決権保有関係者

①当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者。

②当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者。

6. 過去に該当したことがある者

①過去に一度でも上記1に該当したことがある者。

②過去3年間のいずれかにおいて上記2から5のいずれかに該当したことがある者。

7. 近親者

上記1から6に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者又は二親等内の親族。

当社「コーポレートガバナンス基本方針」

https://www.nichirei.co.jp/corpo/management/governance_policy.html

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社は、新たに策定したグループ中期経営計画「WeWill 2021」（2019年度～2021年度）の実現に向け取締役に対するインセンティブ機能を強化するとともに、当社取締役と株主の皆様との価値共有を一層促進することを目的として、取締役の報酬制度を改定することとしました。

当社取締役（社外取締役を除く）の報酬は、これまで「①基本報酬」および「②業績連動賞与」で構成されておりましたが、今後は「①基本報酬」および「②業績連動賞与」に加えて、「③株式報酬」で構成することとしたいと存じます。社外取締役の報酬については、その職責等を勘案して従来どおり「①基本報酬」のみとします。

本議案は下記のとおり、「①基本報酬」および「②業績連動賞与」の総額の上限の改定について、ご承認をお願いするものです。「③株式報酬」として譲渡制限付株式報酬制度を導入する件については、第5号議案においてご承認をお願いしております。

記

取締役報酬の「①基本報酬」および「②業績連動賞与」の総額については、2006年6月27日開催の当社第88期定時株主総会において、年額3億6千万円以内と定めることにつき、ご承認いただいておりますが、取締役に対するインセンティブ機能の強化等を目的として業績連動報酬を拡大することに伴い、「①基本報酬」と「②業績連動賞与」のそれぞれについて新たに個別の総額の上限を設定し、今後は「①基本報酬」を年額2億7千万円以内（うち、社外取締役分は年額5千万円以内）、「②業績連動賞与」を年額1億3千万円以内と定めることにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、当該金額の設定においては、当社取締役に相応しい処遇の実現を可能とするため、食品・物流業界をはじめとした当社グループとビジネスや人材の競合する企業の報酬水準等を参考に、当社の取締役の職責・員数、ならびに今後の経営環境の変化を勘案した上で設定しております。また、当該金額には従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。各取締役への具体的な支給時期および配分については、当社が任意に設置する報酬諮問委員会（構成員の過半数および委員長は社外役員とする。以下同じ。）における審議・答申を経て、取締役会で決定することといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役は10名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は今般、取締役の報酬制度見直しの一環として、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」に係る報酬額（当該議案記載の「基本報酬」および「業績連動賞与」）とは別枠で、対象取締役に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は上記の目的を踏まえた相当な金額として、年額1億円以内（なお、当該金額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社が任意に設置する報酬諮問委員会における審議・答申を経て、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役は10名（うち社外取締役3名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。

これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年70,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）、または株式併合が行われた場合その他本議案に係る譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を分割比率・併合比率等に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、当該普通株式の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合（当該退任または退職と同時に当該地位のいずれかに再任または就任する場合を除く。）には、その退任につき任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位からも退任または退職した場合（当該退任または退職と同時に当該地位のいずれかに再任または就任する場合を除く。）には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。また、当社は上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本議案および第4号議案の承認可決を条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員にも、上記と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

第102期以降の取締役（社外取締役を除く）および執行役員の報酬等の決定に関する方針につきましては、18頁以降に詳細を記載しております。

本報酬制度の改定は、その妥当性と客観性を確保するため、当社が任意に設置する報酬諮問委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定しております。

【ご参考】取締役（社外取締役を除く）および執行役員の報酬等の決定に関する方針

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、企業経営理念に基づく長期経営目標「2030年の姿」およびグループ中期経営計画「WeWill 2021」（2019年度～2021年度）の実現に向けて、取締役（社外取締役を除く）および執行役員（以下「役員」といいます。）のインセンティブ機能を強化するとともに、役員と株主の皆様との価値共有を一層促進することを目的に、本株主総会における第4号議案および第5号議案について株主の皆様のご承認を得られることを条件として、役員の報酬等の決定に関する方針について決議いたしました。その概要は以下の通りです。

1. 役員報酬に関する基本方針

- ・当社グループの企業経営理念、CSR基本方針「ニチレイの約束」、ならびに経営戦略に則した職務の遂行を強く促すものとする。
- ・中期経営計画等における具体的な経営目標の達成を強く動機づけるものとする。
- ・当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、短期的な成果や職務遂行の状況等に連動する報酬（業績連動賞与）と中長期的な成果や企業価値に連動する報酬（株式報酬）の割合を適切に設定する。
- ・当社グループが担う社会的役割や責任の大きさ、食品・物流業界をはじめとした当社グループとビジネスや人材の競合する他社の動向、ならびに経営環境の変化を勘案した上で、当社の役員に相応しい処遇とする。

2. 役員報酬体系

当社役員の報酬は、基本報酬（固定報酬）である「役割給」および「取締役手当」、ならびに変動報酬である「業績連動賞与」および「株式報酬」で構成する（下表参照）。当社役員の業務執行に係る報酬に当たる「役割給」、「業績連動賞与」および「株式報酬」については、「役割給」：「業績連動賞与」：「株式報酬」の比率が、基準額で概ね60%：20%：20%となるように設定する。なお、社外取締役は従来と同様に毎月定額で支給される金銭報酬のみとする。

報酬構成要素		目的・金額の設定方法
①基本報酬 （固定報酬）	①-1 役割給	職務の遂行に対する基礎的な報酬 各役員の役割の大きさに応じて設定
	①-2 取締役手当	経営の意思決定およびその遂行を監督する職責に対する報酬 取締役について一律の金額で設定
②変動報酬	②-1 業績連動賞与	毎期の財務目標および中長期の取組目標の達成状況等に応じた報酬 目標達成時に支給する額（「基準額」）は役割給に対する割合で設定
	②-2 株式報酬 （譲渡制限付株式）	長期視点・グループ全体視点ならびに株主・投資家視点の経営を促すための報酬 毎期交付する株式の価値（「基準額」）は役割給に対する割合で設定

①基本報酬

毎月定額で支給される「役割給」および「取締役手当」とする。

②変動報酬

②-1 業績連動賞与

業績連動賞与として每期支給する金銭の額は、業績目標を達成した場合に支給する額（基準額）を100とし、その達成度に応じて概ね0～200程度で変動するものとする。業績評価指標は、当社グループの経営戦略において重視している全体業績評価指標（「連結売上高」「連結EBITDA」「連結REP※」）、各役員の担当事業の業績評価指標（担当事業の「連結売上高」「連結EBITDA」）、ならびに各役員個人業績評価指標（「中期経営計画等における主要な取組」「役員の後継候補者等の育成」「CSR基本方針『ニチレイの約束』に則した職務遂行」「リーダーシップの発揮」等）とし、各役員の職責に応じて各業績評価指標の評価の比重を決定する。業績評価指標は、経営環境や各役員の職責の変化等に応じて適宜見直しを実施することとする。

※REP（Retained Economic Profit：経済的獲得利益）とは、持続的な企業価値の向上を目的として当社グループが独自に用いている経営管理指標であり、NOPAT（Net Operating Profit After Tax）から資本コスト（使用資本×WACC（加重平均資本コスト））を控除することにより算出される。

②-2 株式報酬（譲渡制限付株式）

譲渡制限付株式を付与するための報酬（以下「本株式報酬」といいます。）として毎年1回役員の職責ごとに定められた基準額を支給する。本株式報酬として金銭報酬債権を付与し、当該金銭債権の全部を出資財産として当社に現物出資させることにより、役員へ当社普通株式（以下「本株式」といいます。）を発行する。本株式には譲渡制限を付し、（i）30年の譲渡制限期間を満了したとき、または、（ii）当社役員を退任したとき、のいずれか早いときまで、譲渡制限は解除されないものとする。

本株式報酬として支給する金銭報酬債権の総額は年額1億4千万円以内、このうち取締役に対しては年額1億円以内とする。

本株式報酬により当社が新たに発行する普通株式の総数は年100,000株以内（発行済株数の0.07%）、このうち取締役に対しては70,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定する。

なお、本株式の発行にあたっては、当社と本株式報酬の支給を受ける予定の役員との間で、（i）一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、（ii）一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とする。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定である。

3. 報酬決定の手続き

当社役員の報酬等に関する事項は、その妥当性と客観性を確保するため、当社が任意に設置する報酬諮問委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定することとする。

以上

【添付書類】

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

[連結経営成績]

	当期(百万円)	前期比(百万円)	増減率(%)
売上高	580,141	12,109	2.1
営業利益	29,511	△386	△1.3
経常利益	29,864	△785	△2.6
親会社株主に帰属する当期純利益	19,943	846	4.4

[事業別売上高・営業利益]

事業名称		売上高 (百万円)	対前期伸長率 (%)	営業利益 (百万円)	対前期伸長率 (%)
加工食品事業		226,588	2.7	14,596	0.2
水産事業		71,245	△0.4	182	△40.3
畜産事業		91,076	0.8	1,452	11.6
低温 物流 事業	国内 物流ネットワーク事業	93,680	3.5	3,878	7.0
	国内 地域保管事業	65,495	2.8	6,436	△3.8
	小計	159,175	3.2	10,314	0.0
	海外事業	38,328	8.5	1,229	21.0
	その他・共通	3,545	△35.9	△145	—
小計		201,049	3.1	11,398	1.3
不動産事業		4,794	△1.5	2,096	△2.6
その他の事業		5,790	8.3	338	△58.3
調整額		△20,402	—	△553	—
合計		580,141	2.1	29,511	△1.3

(注) 調整額のうち、売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高であり、営業利益は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない持株会社に係る損益であります。

当期のわが国経済は、企業業績や雇用所得環境が改善するなか、緩やかな回復基調が続きましたが、年度末にかけて輸出や生産の一部に弱さが見られました。また、海外においても、米中貿易摩擦の影響や英国のEU離脱交渉の動向などにより景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

食品業界では、食へのニーズが益々多様化し簡便調理品や健康訴求品の市場が拡大する一方、労働力不足に伴う人件費や物流費、原材料価格などが上昇しました。また、食品物流業界では、旺盛な保管需要による取扱い拡大を背景に設備増強の動きが顕著となる一方、作業費や車両調達コスト、電力料金などが上昇しました。

このような状況のなか、当社グループは中期経営計画「POWER UP 2018」（2016年度～2018年度）の最終年度である当期、食と健康を支える企業として事業活動を通じて新たな顧客価値を創造し、社会課題の解決に貢献しつつ、主力事業の更なる強化による持続的な利益成長と資本効率の向上に向けた施策に取り組みました。

加工食品事業では、主力商品を中心に経営資源を投下し、商品開発や販売活動に注力するとともに、継続的な生産性改善とコストダウンに努めました。低温物流事業では、大都市圏を中心に旺盛な保管需要を着実に取り込むとともに、運送効率向上や庫内作業デジタル化などの業務革新に取り組みました。

この結果、グループ全体の売上高は、主力の加工食品事業や低温物流事業が堅調に推移し、5,801億41百万円（前期比2.1%の増収）となりました。利益面では、低温物流事業や畜産事業が好調に推移し、加工食品事業についても生産性の改善などにより前期並みを確保した一方、水産事業の苦戦とその他事業において一時的なコスト負担が生じたことなどから、営業利益は295億11百万円（前期比1.3%の減益）、経常利益は298億64百万円（前期比2.6%の減益）となりましたが、資産の流動化を進めたことに伴う特別利益の計上があり親会社株主に帰属する当期純利益は199億43百万円（前期比4.4%の増益）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

(1) 加工食品事業

加工食品業界では、単身世帯の増加や人手不足などを背景とした簡便調理食品への需要や惣菜などの中食需要が引き続き堅調に推移しました。

業績のポイント

家庭用・業務用ともにチキン加工品や米飯類などの主力カテゴリーを中心とした商品開発や販売活動に注力した結果、家庭用調理品などの販売が拡大し増収となりました。営業利益は生産性の改善などに注力したことにより、海外関係会社の業績影響を吸収し前期並みとなりました。

家庭用調理品

製法改善などによる商品力強化や主力商品におけるテレビCMなどの販売促進活動などにより、冷凍炒飯カテゴリーで売上No.1の「本格炒め炒飯」や夕食向けの食卓ニーズに合わせた唐揚げ「特から」などの販売が引き続き好調に推移したことに加え、発売50周年を迎えた「ミニハンバーグ」なども順調に売上げを伸ばしました。

業務用調理品

需要が堅調に推移する中食に向け、業態別ニーズに合わせた商品開発や販売活動に注力し、主力のチキン加工品や有名シェフ監修による「シェフズ・スペシャリテ」シリーズなどの取扱いが伸長しました。

農産加工品

加工方法や品種選定などによる差別化商品の開発を続け、オクラなど利便性を追求した「そのまま使えるシリーズ」の取扱いが伸長しましたが、暖冬による生鮮野菜価格の下落に伴い冷凍野菜の需要が伸びず前期並みとなりました。

海外（2018年1月～2018年12月）

米国子会社のInnovAsian Cuisine Enterprises社において、アジアンフーズ市場向け冷凍食品の積極的な販売促進活動や個食向け新商品の投入などが寄与しました。

(2) 水産事業

海外における水産品の需要の高まりを背景に、一部商材の輸入品価格が高騰するなか、消費者の低価格志向は根強く、収益確保は厳しい状況が続きました。

業績のポイント

収益性に配慮した慎重な買付や販売に徹したことにより減収となりました。また、「えび」「貝類」の利益率は改善したものの、「たこ」「魚卵」の調達コスト増加を吸収できず減益となりました。

(3) 畜産事業

堅調な食肉消費に支えられ国内需要は拡大しました。また、人手不足を背景に中食・外食向けは原料素材から加工品へ取扱いがシフトしました。

業績のポイント

中食・外食向けの加工品の販売が伸長したことや、豚肉の採算が改善したことなどにより増収・増益となりました。

(4) 低温物流事業

大都市港湾地区を中心に、旺盛な保管需要により庫腹が逼迫する一方で、電力料金の上昇や、慢性的な労働力不足による荷役作業コストや輸配送コストの上昇が継続しました。

業績のポイント

物流ネットワーク事業や海外事業において売上げが拡大したことに加え、地域保管事業において集荷拡大が進み増収となりました。また、利益面では荷役作業コストなどが上昇したものの、業務改善及び運送効率化などの施策を引き続き推進したことで増益となりました。

国内

好調な顧客動向に支えられTC（通過型センター）での取扱いが拡大したことに加え、大都市圏を中心に畜産品や冷凍食品の保管需要を着実に取り込んだことなどにより増収となりました。利益面では荷役作業コストや電力料金の上昇に加え、台風など自然災害の影響による一時的なコスト負担が生じたものの、業務効率化や主に運送事業における適正料金の収受に努め、概ね前期並みとなりました。

海外（2018年1月～2018年12月）

欧州地域はブラジル食肉不正問題によるチキン搬入量の減少や輸配送コストの上昇がありましたが、小売店向け輸送業務などの運送需要の着実な取り込みや輸入果汁の取扱拡大などにより増収・増益となりました。

(5) 不動産事業

賃貸オフィスビルの競争力強化のため、リニューアル工事を実施し稼働率の維持・向上に努めたものの、茨城県牛久市の宅地分譲の終了や一部賃貸オフィスビルにおける耐震マーク取得費用の発生などにより減収・減益となりました。

(6) その他の事業

その他の事業のうち、バイオサイエンス事業は、バイオ医薬品原料や迅速診断薬の販売が順調に推移し増収となったものの、生産・研究開発拠点の新設（埼玉県狭山市）や米国での医療機器会社買収による一時的なコスト負担が生じたことにより減益となりました。

2. 対処すべき課題

(1) 前中期経営計画(2016年度～2018年度)の振り返り

前中期経営計画「POWER UP 2018」では、加工食品事業における主力商品の収益拡大、低温物流事業における大都市圏を中心とした保管需要の取込み、畜産事業における差別化商品への経営資源のシフトを通じた利益率向上などにより、2018年度は連結目標数値(2016年11月発表の修正後計画)を上回る成果をあげることができました。一方で、海外事業の規模拡大に課題を残しました。

(前中期経営計画最終年度(2018年度)のグループ連結業績)

(単位：億円)

	実績 (2018年度)	増減 (対2015年度)	増減 (対計画)
売上高	5,801	447	131
うち 海外売上高	(791)	(36)	(△27)
営業利益	295	79	9
経常利益	298	84	15
純利益	199	64	17

(2) 2019年度～2021年度中期経営計画「WeWill 2021」の概要

<全体戦略>

世界経済の不安定性が増すなか、為替相場や原材料価格、エネルギーコストの変動が続くことが想定されます。国内では、労働力不足に伴う様々なコストの上昇が続く一方で、世帯構成やライフスタイルなどの変化がもたらす消費形態の多様化が見込まれます。

本計画では、経営環境の変化を的確にとらえながら、加工食品事業と低温物流事業を中心に成長及び基盤強化に向けた設備投資を実施し、「持続的な利益成長」と「豊かな食生活と健康を支える新たな価値の創造」の実現を目指します。

- ①国内では経営基盤の強化や事業構造の変革により収益力を向上します。
- ②海外では事業規模拡大を加速します。
- ③中長期を見据えた新規事業開発・研究開発・業務革新の取り組みを強化します。
- ④事業を通じて社会課題を解決し持続可能な社会の実現に貢献します。
- ⑤働き方改革や多様な人材の活躍推進に注力します。

<財務戦略>

営業キャッシュ・フローと資産流動化により創出された資金は、企業価値の維持向上のための投資と配当や自己株式の取得を通じた株主還元に向けられます。

株主還元については、連結自己資本配当率(DOE)を基準として安定的な配当を継続するとともに、資本効率や市場環境などを考慮のうえ自己株式の取得を機動的に実施することを基本方針とします。

- ・連結自己資本当期純利益率(ROE)は10%以上を維持します。
- ・連結自己資本配当率(DOE)3.0%を目安に配当を実施します。

<セグメント別の事業計画>

- ①加工食品事業（ニチレイフーズグループ）
- ・主力カテゴリであるチキン・米飯への資源集中により収益力を強化します。
 - ・新たな主力カテゴリの創出と差別化の実現に向けて研究開発・技術開発を強化します。
 - ・北米を中心に海外事業の規模を拡大します。
- ②水産・畜産事業
（ニチレイフレッシュグループ）
- 水産事業
- ・加工品の取扱拡大を通じて市況変動の影響を受けにくい収益体制を構築します。
- 畜産事業
- ・自社生産機能の拡充や差別化商品の販売強化により収益を拡大します。
- ③低温物流事業（ニチレイロジグループ）
- ・大都市圏の主要保管拠点及び地方での運送機能の最大活用により収益を拡大します。
 - ・庫内作業のデジタル化や省力化・省人化の推進及び適正料金の収受などを通じて各種コストの上昇へ対応します。
 - ・欧州を中心に海外事業の規模を拡大します。
- ④バイオサイエンス事業
（ニチレイバイオサイエンス）
- ・次世代の診断薬・診断装置の開発と海外事業の基盤構築を図ります。

（グループ連結の目標数値）

（単位：億円）

	目標 (2021年度)	増減 (対2018年度)
売上高	6,570	768
うち 海外売上高	(1,022)	(230)
営業利益	350	54
純利益	220	20
EBITDA	576	106
設備投資額 (3カ年累計)	1,008	379

（注）EBITDA=営業利益+減価償却費（リースを含み、のれんを除く）

（2021年度セグメント別売上高・営業利益）

（単位：億円）

	売上高	営業利益
加工食品	2,630	187
水産	750	8
畜産	1,030	18
低温物流	2,270	127
不動産	45	18
その他	80	6
全社・消去	△235	△14
合計	6,570	350

3. 設備投資の状況

当期における設備投資等の総額は241億32百万円、減価償却費は174億81百万円となりました。
なお、設備投資の内容は冷蔵設備及び生産設備等の増強、合理化・維持保全などであります。

(当期中に完成した主要な設備)

株式会社ニチレイ・ロジスティクス北海道 十勝物流センター（北海道音更町）	物流センターの増設 (冷蔵能力3,190t)
株式会社ニチレイバイオサイエンス グローバルイノベーションセンター (埼玉県狭山市)	生産及び研究開発拠点の設立 (延床面積7,681.18㎡)

(当期末現在継続工事中の主要な設備)

株式会社ニチレイ・ロジスティクス九州 那覇新港物流センター（沖縄県那覇市）	物流センターの運営 (冷蔵能力12,485t)
株式会社ニチレイ・ロジスティクス東海 名古屋みなと物流センター（愛知県名古屋市）	物流センターの新設 (冷蔵能力30,635t)

4. 資金調達の状況

当社は、2018年8月に無担保社債（国内公募普通社債）100億円を発行しております。
なお、当期中に増資による資金調達は行っておりません。

5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 98 期 2016/3期	第 99 期 2017/3期	第 100 期 2018/3期	第 101 期 (当期) 2019/3期
売 上 高(百万円)	535,351	539,657	568,032	580,141
営 業 利 益(百万円)	21,583	29,309	29,897	29,511
経 常 利 益(百万円)	21,394	29,105	30,650	29,864
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	13,471	18,751	19,097	19,943
1株当たり当期純利益	円 銭 94.30	円 銭 135.11	円 銭 142.23	円 銭 149.65
総 資 産 額(百万円)	338,497	346,195	367,268	377,257
純 資 産 額(百万円)	155,523	164,747	169,680	183,805
1株当たり純資産額	円 銭 1,057.00	円 銭 1,156.52	円 銭 1,221.04	円 銭 1,326.81
設 備 投 資 等 の 金 額(百万円)	16,175	13,887	24,952	24,132
有 利 子 負 債(百万円) (うちリース債務)	94,657 (19,205)	89,778 (18,911)	97,745 (17,900)	95,951 (17,027)

- (注) 1.有利子負債の下段()内は内書きで、リース債務の期末残高であります。
 2.2016年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第98期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
 3.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第101期の期首から適用しており、第100期の「総資産額」については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

第98期は、売上高は主力事業が牽引し増収となるとともに、加工食品事業の利益改善が進んだことや低温物流事業が好調に推移したことなどから増益となりました。また、前期末までに実施した主力事業における設備投資の減価償却が進んだことなどにより総資産は減少しました。

第99期は、売上高は主力事業が牽引し増収となるとともに、加工食品事業の利益改善が一層進んだことや畜産事業が好調に推移したことなどから増益となりました。また、フリーキャッシュ・フローが増加したことによる一時的な現金及び預金の増加や投資有価証券の時価評価額の増加などにより総資産は増加しました。

第100期は、調理冷凍食品の販売が好調に推移した加工食品事業、物流ネットワークの伸長や地域保管が貢献した低温物流事業が牽引し増収・増益となりました。また、主力事業の収益基盤拡大に向けた設備投資を進めたことなどにより総資産は増加しました。

第101期（当期）は、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおり、加工食品事業や低温物流事業が堅調に推移し増収となりました。利益面では水産事業の苦戦とその他事業において一時的なコスト負担が生じたことなどにより経常減益となりましたが、特別利益の計上により純利益は増益となりました。また、販売が好調に推移し売上債権が増加したことなどにより総資産は増加しました。

6. 重要な親会社及び子会社の状況 [2019年3月31日現在]

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社ニチレイフーズ	15,000百万円	100.0	加工食品の製造・販売業
株式会社 中 冷※1	200百万円	100.0	加工食品の製造・販売業
株式会社 キューレイ※1	10百万円	100.0	加工食品の製造・販売業
GFPT Nichirei (Thailand) Co.,Ltd.※1	30億1千4百万 タイ・パーツ	51.0	加工食品の製造・販売業
Surapon Nichirei Foods Co.,Ltd.※1	1億タイ・パーツ	51.0	加工食品の製造・販売業
InnovAsian Cuisine Enterprises,Inc.※1	220万米ドル	51.0	加工食品の販売業
株式会社ニチレイフレッシュ	8,000百万円	100.0	水産品、畜産品の加工・販売業
株式会社ニチレイロジグループ本社	20,000百万円	100.0	低温物流事業統括、設備の賃貸
株式会社ロジスティクス・ネットワーク※2	100百万円	100.0	貨物利用運送業、冷蔵倉庫業
株式会社ニチレイ・ロジスティクス関東※2	100百万円	100.0	冷蔵倉庫業
株式会社ニチレイ・ロジスティクス関西※2	100百万円	100.0	冷蔵倉庫業
株式会社キョクレイ※2	298百万円	100.0	冷蔵倉庫業
Hiwa Rotterdam Port Cold Stores B.V.※2	227万ユーロ	100.0	冷蔵倉庫業
株式会社ニチレイバイオサイエンス	450百万円	100.0	診断薬・化粧品原料等の製造・売買

(注) ※1 株式会社ニチレイフーズを通じて間接所有しているものです。

※2 株式会社ニチレイロジグループ本社を通じて間接所有しているものです。

7. 主要な事業内容 [2019年3月31日現在]

事業名称		当社・子会社・関連会社の主要な事業内容（主なサービス・取扱品目など）
加工食品事業		子会社：加工食品の製造・加工・販売、農産物の加工・販売 関連会社：加工食品の製造・販売 【取扱品目】 調理冷凍食品（チキン・食肉加工品、米飯類、コロケ類、中華惣菜、自動販売機用製品、水産フライなど）、農産加工品、レトルト食品、ウェルネス食品、アセロラ、包装氷
水産事業		子会社：水産品の加工・販売、水産品の売買 【取扱品目】 えび、たこ、さけ・ます、かに、貝類、魚卵類などの水産品、水産素材加工品
畜産事業		子会社：畜産品の加工・販売、畜産品の加工作業、肉用鶏の飼育・販売 【取扱品目】 鶏肉、牛肉、豚肉、畜産素材加工品・パック品
低 温 物 流 事 業	物流ネットワーク事業	子会社：輸配送サービス・配送センター機能の提供、 物流コンサルティング（3PL）、物流センター運営事業 （注）3PL（サードパーティーロジスティクスの略称）
	地域保管事業	子会社：保管サービスの提供、凍氷の製造・販売、荷役サービスの提供 関連会社：冷蔵倉庫の賃貸、保管サービスの提供、凍氷の製造・販売 【主な保管サービス】 保管、在庫管理、輸入通関業務代行、凍結、解凍
	海外事業	子会社：オランダ・ドイツ・ポーランド・フランス・イギリス・中国における 物流サービスの提供 関連会社：タイ・マレーシアにおける物流サービスの提供
	エンジニアリング事業	子会社：建築工事・設計、メンテナンス
不動産事業		当社：オフィスビル・駐車場の賃貸、宅地の分譲 子会社：不動産の賃貸・管理、宅地の分譲
その他の事業		子会社：診断薬・化粧品原料等の製造・売買、人事給与関連業務サービス、 緑化管理・清掃関連サービス 関連会社：加工食品の製造・販売、情報システムサービス、 食品の分析評価・研究開発

8. 主要な事業所 [2019年3月31日現在]

(事業名称) 会社名	本社所在地	主な事業所
当 社 (持 株 会 社)	東京都中央区	
(加工食品事業)		
株式会社ニチレイフーズ	東京都中央区	<研究所> 研究開発部 (千葉市美浜区) <支社> 北海道 (札幌市北区)、東北 (仙台市青葉区)、 関東信越 (さいたま市大宮区)、 首都圏 (東京都中央区)、 中部 (名古屋市熱田区)、関西 (大阪市北区)、 中四国 (広島市中区)、九州 (福岡市博多区) <生産工場> 森 (北海道茅部郡森町)、白石、山形、船橋、 関西 (大阪府高槻市)、長崎
株式会社 中 冷	山口県下関市	
株式会社 キューレイ	福岡県宗像市	
GFPT Nichirei (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	
Surapon Nichirei Foods Co.,Ltd.	タイ	
InnovAsian Cuisine Enterprises,Inc.	米 国	
(水産事業・畜産事業)		
株式会社ニチレイフレッシュ	東京都中央区	北海道 (札幌市北区)、東北 (仙台市青葉区)、 東日本 (東京都中央区)、中部 (名古屋市熱田区)、 西日本 (大阪市北区)、九州 (福岡市博多区)
(低温物流事業)		
株式会社ニチレイロジグループ本社	東京都中央区	
株式会社ロジスティクス・ネットワーク	東京都中央区	船橋物流センター、 東扇島物流センター (川崎市川崎区)、 関西センター (京都府長岡京市)、郡山センター
株式会社ニチレイ・ロジスティクス関東	東京都中央区	大井物流センター (東京都大田区)、 平和島物流センター (東京都大田区)
株式会社ニチレイ・ロジスティクス関西	大阪市北区	大阪新南港物流センター (大阪市住之江区)、 咲洲物流センター (大阪市住之江区)
株式会社キョクレイ	横浜市中区	大黒物流センター (横浜市鶴見区)
Hiwa Rotterdam Port Cold Stores B.V.	オランダ	
(不動産事業)		
当 社 不 動 産 事 業 部	東京都中央区	
(その他の事業)		
株式会社ニチレイバイオサイエンス	東京都中央区	

9. 企業集団の従業員の状況 [2019年3月31日現在]

事業名称	従業員数(名)			前期末比増減 (名)
	国内	海外	合計	
加工食品事業	1,895 (1,927)	8,396 (-)	10,291 (1,927)	△132 (29)
水産事業	211 (94)	174 (-)	385 (94)	△11 (-)
畜産事業	475 (73)	- (-)	475 (73)	△27 (△22)
低温物流事業	2,822 (779)	1,329 (-)	4,151 (779)	76 (△48)
不動産事業	13 (1)	- (-)	13 (1)	△1 (-)
その他の事業	186 (40)	9 (-)	195 (40)	26 (△3)
全社共通	200 (4)	- (-)	200 (4)	△8 (-)
合計	5,802 (2,918)	9,908 (-)	15,710 (2,918)	△77 (△44)

- (注) 1. 「従業員数」は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの受入出向者を含む就業人員であります。
2. 「従業員数」の下段()内は、臨時従業員(パート・アルバイト等を含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員で外書きであります。

10. 主要な借入先及び借入額 [2019年3月31日現在]

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	9,044
株式会社三菱UFJ銀行	6,733
日本生命保険相互会社	4,500
農林中央金庫	3,200
富国生命保険相互会社	2,000
第一生命保険株式会社	1,800
明治安田生命保険相互会社	1,700

II. 株式に関する事項 [2019年3月31日現在]

1. 発行可能株式総数 360,000,000株
2. 発行済株式の総数 139,925,532株 (うち自己株式6,658,466株)
3. 株主数 18,641名 (前期末比1,607名減)
4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	19,549	14.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	12,770	9.6
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,744	4.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,813	2.9
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,406	2.6
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口	2,799	2.1
再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,719	2.0
株 式 会 社 日 清 製 粉 グ ル ー プ 本 社	2,719	2.0
農 林 中 央 金 庫	2,675	2.0
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,323	1.7
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	2,073	1.6
合 計	57,876	43.4

(注) 持株比率は、自己株式 (6,658千株) を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 [2019年3月31日現在]

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	村 井 利 彰	
代表取締役社長	大 谷 邦 夫	株式会社ファイネット代表取締役社長 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会長
取締役(執行役員)	田 口 巧	経営監査部・法務部・人事総務部・財務IR部・経理部・広報部 管掌、事業経営支援部長
取締役(執行役員)	金 子 義 史	株式会社ニチレイフレッシュ代表取締役社長
取締役(執行役員)	大 楠 顕 也	経営企画部管掌、株式会社ニチレイフーズ代表取締役社長
取締役(執行役員)	川 崎 順 司	技術戦略企画部管掌、品質保証部長
※取締役(執行役員)	梅 澤 一 彦	株式会社ニチレイロジグループ本社代表取締役社長
社 外 取 締 役	鵜 澤 静	報酬諮問委員会委員長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役 サッポロホールディングス株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	鰐 淵 美恵子	株式会社銀座テラーグループ代表取締役社長 株式会社銀座テラー代表取締役社長 株式会社GGG代表取締役社長
※社 外 取 締 役	昌 子 久仁子	株式会社メディパルホールディングス社外取締役 D I C株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	滋 野 泰 也	
※常 勤 監 査 役	安 田 一 彦	
社 外 監 査 役	齊 田 國太郎	指名諮問委員会委員長 弁護士 住友大阪セメント株式会社社外取締役 平和不動産株式会社社外取締役 キヤノン株式会社社外取締役
社 外 監 査 役	岡 島 正 明	
社 外 監 査 役	長 野 和 郎	株式会社オーバル社外取締役(監査等委員) モーニングスター株式会社社外監査役

執行役員(取締役以外)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役 員	宇田川 辰 雄	財務IR部長
執 行 役 員	三 木 一 徳	経営企画部長
執 行 役 員	武 永 正 人	株式会社ニチレイバイオサイエンス代表取締役社長
執 行 役 員	狩 野 豊	人事総務部長

- (注) 1. ※印を付した取締役及び監査役は、2018年6月26日開催の定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
2. 常勤監査役の安田一彦は、長年にわたり当社の財務・経理部門で経理業務の経験を積んできており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 社外監査役の長野和郎は、長年にわたり金融機関の経営に従事するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役の鶴澤静、鰐淵美恵子、昌子久仁子、社外監査役の齊田國太郎、岡島正明及び長野和郎は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
5. 取締役の松田浩、社外取締役の谷口真美及び常勤監査役の海津和敏は、2018年6月26日開催の定時株主総会をもって任期満了となり退任しました。
6. 2019年4月1日付をもって、取締役の地位は次のとおり変更になりました。

氏名	地位
大谷 邦夫	代表取締役会長
大 櫛 頭 也	代表取締役社長
村 井 利 彰	取締役

7. 2019年4月1日付をもって、取締役の担当及び重要な兼職の状況は次のとおり変更になりました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
大 櫛 頭 也	
田 口 巧	経営監査部・経営管理部・経営企画部・情報戦略部・法務部・人事総務部・財務部・経理部・グループコミュニケーション部管掌

8. 2019年4月1日付をもって、執行役員の担当及び重要な兼職の状況は次のとおり変更になりました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況
宇田川 辰雄	経営管理部長
三 木 一 徳	情報戦略部担当、経営企画部長

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
	名	百万円	
取 締 役	12	220	(うち社外取締役4名 32百万円)
監 査 役	6	78	(うち社外監査役3名 32百万円)
合 計	18	298	

- (注) 1. 上記の「報酬等の額」には、取締役に対する当事業年度に係る役員賞与35百万円が含まれておりません。
2. 上記には、2018年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
3. 上記取締役及び監査役に対し、兼務する連結子会社が支払った役員報酬等の額を加えた総額は次のとおりであります。なお、社外取締役及び社外監査役の連結子会社の役員等兼務はありません。

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
	名	百万円	
取 締 役	12	348	(うち社外取締役4名 32百万円)
監 査 役	6	78	(うち社外監査役3名 32百万円)
合 計	18	427	

- (注) 上記の「報酬等の額」には、取締役に対する当事業年度に係る役員賞与72百万円が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会又は監査役会への出席の状況	主な活動状況
社外取締役	鵜澤 静	取締役会19回中19回に出席	経営者としての豊富な経験と財務・経理分野の幅広い見識を有しており、グループ経営の視点から、必要に応じ、発言を行っております。
	鰐淵 美恵子	取締役会19回中18回に出席	長年にわたり会社経営に携わっており、生活者の商品・サービスの購買行動などの視点も踏まえながら、必要に応じ、発言を行っております。
	昌子 久仁子	取締役会15回中15回に出席	薬事関連業界での企業経営者としての豊富な経験と、品質保証、研究開発に関する幅広い見識を有しており、必要に応じ、発言を行っております。
社外監査役	齊田 國太郎	取締役会19回中18回に出席 監査役会16回中15回に出席	法曹界の出身であり、法律の専門家としての立場から、必要に応じ、意思決定の妥当性や適正性について指摘、発言を行うとともに、内部統制システム、業務監査、会計監査などについて発言を行っております。
	岡島 正明	取締役会19回中19回に出席 監査役会16回中16回に出席	行政分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、必要に応じ、経営上有用な指摘、発言を行うとともに、内部統制システム、業務監査、会計監査などについて発言を行っております。
	長野 和郎	取締役会19回中16回に出席 監査役会16回中14回に出席	長年にわたり金融機関の経営に携わった経験を有しており、金融の専門家としての立場から、必要に応じ、経営上有用な指摘、発言を行うとともに、内部統制システム、業務監査、会計監査などについて発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

① 社外取締役

当社は、定款第29条の規定により、社外取締役鵜澤静、同鰐淵美恵子、同昌子久仁子との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 社外監査役

当社は、定款第39条の規定により、社外監査役齊田國太郎、同岡島正明、同長野和郎との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	内 容	金 額
(1)	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	63百万円
(2)	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	101百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
- 3.当社の重要な子会社のうち、GFPT Nichirei (Thailand) Co.,Ltd.、Surapon Nichirei Foods Co.,Ltd.、InnovAsian Cuisine Enterprises,Inc.、Hiwa Rotterdam Port Cold Stores B.V.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、英文財務諸表作成に係る助言及び指導などを委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断する場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断する場合など、その必要があると判断するときには、その決議に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議事項とします。

V. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要

なものとして法務省令で定める体制の整備」として、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めており、経営環境の変化等に対応するために毎年見直し、改善に努めてまいります。

(業務の適正を確保するための体制)

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの企業経営理念及び行動規範に基づき、法令・定款の遵守はもとより、不正や反社会的な企業行動をとらないという姿勢を堅持し、あくまでも社会の公器としてふさわしい公正な企業間競争に徹する。
- (2) 当社は、持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備・運用・定着、グループ全体の経営戦略の策定、グループ内監査の実施、子会社に対するモニタリング、資金の一括調達などを通してグループ経営を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。
- (3) 当社は、グループ経理基本規程に基づき、ディスクロージャーの迅速性・正確性・公平性を図るとともに、株主・投資家等に対する説明責任を継続的に果たし、企業内容の透明性を高める。
- (4) 当社は、グループ内部監査部門を設置し、グループ内部監査規程に基づき、グループ各社の内部統制システムに関する監査を実施する。
- (5) 当社は、グループ内部通報規程に基づき、企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護する内部通報制度（二重レイ・ホットライン）を設け、違反行為の早期発見と是正に努めるとともにコンプライアンスを徹底する。
- (6) 当社は、取締役会規程・職制規程などの社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社は、取締役会議事録、回議書その他職務の執行に係る情報を法令及び取締役会規程、グループ文書管理規程、情報セキュリティ管理規程などの社内規程に基づき適切に記録・保存・管理・維持する。
- (2) 当社は、グループ経営規程、グループ付議・回議規程その他の当社グループに係る規程に基づき、子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の報告を受ける。
- (3) 当社の取締役及び監査役は、当社各部門が電磁的に記録・保存・管理・維持する職務の執行に係る情報を直接、閲覧・謄写することができる。
- (4) 当社の取締役及び監査役から要求があるときは、当社各部門は速やかに指定された情報・文書を提出し、閲覧に供する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、グループリスク管理規程に基づき、グループリスクマネジメント委員会においてグループ全体のリスクの識別・評価を行い、グループのリスクマネジメントサイクルの仕組みを整備する。
- (2) 当社及び子会社は、リスクマネジメントサイクルに基づき、企業活動に関連するリスク
に対してはその内容に応じて、それぞれ自主的かつ主体的に対応するとともに、重要な事項については持株会社の取締役会等へ報告のうえ対応を協議する。
- (3) 当社は、グループ危機管理規程に基づき、災害・事故・事件等の事業継続に関わる危機発生時に迅速かつ適切に対処する。

4. 上記1. から3. までに掲げる体制のほか、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、持株会社として、グループのミッション・ビジョンの実現に向け、グループ戦略の立案・決定・遂行、経営資源の適正な配分、グループ全体に対するモニタリング・リスクマネジメントの実施、並びに株式公開会社としての責任を遂行する。
- (2) 当社は、持株会社として、
 - ①グループ戦略の立案・決定・遂行、経営資源の適正な配分や子会社の戦略実現のための支援・指導を行うコーポレートスタッフ部門
 - ②当社及び子会社をモニタリングし、問題点の指摘や改善指導を行う内部監査部門
 - ③グループ視点に基づく研究開発部門や品質保証部門
などを組織化し、グループとしてのCSR機能を高める。
- (3) 子会社は、当社から期待され、求められているミッション・ビジョンに基づいて、必要な機能（企画、開発、生産、販売、管理など）を組織化し、各代表取締役社長の執行権限の下で市場から要求されるスピードに対応できるように環境適応力を高める。
- (4) 当社及び子会社におけるグループ間取引は、会計原則・税法その他の規範に基づき適正に行う。

5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方並びにそれを確保するための体制

当社は、企業の社会的責任を強く認識して、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対する屈服や癒着を固く禁

じ、かつ、これらの勢力へは、毅然たる態度で対応する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の監査補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、グループ内部監査部門を設置し、監査役と定期的に連絡会議を開催するなど、監査役の監査が一層効果的かつ効率的に実施できる体制を整備する。
- (2) 当社は、監査役会からの要請があった場合

に専門スタッフを置くこととし、その人事等については、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に留意し、取締役と監査役が協議のうえ決定する。

7. 監査役に報告するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施状況及び結果を遅滞なく監査役に報告する。

- (3) グループの内部統制に重大な影響を及ぼす事実を知った子会社の取締役、監査役及び使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者は、遅滞なく監査役に報告する。
- (4) 当社及び子会社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないように、保護する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、取締役会への業務執行状況報告とは別に、監査役会に対して定期的に業務執行状況を報告する機会を設けるなど、業務執行に対する監査役の監査機能を充分果たせる仕組みを整備する。
- (2) 取締役会は、業務の適正を確保するうえで

重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

- (3) 当社は、監査役の職務執行について生じる費用に関して、各監査役から請求があった場合、特に不合理でない限り、速やかに前払い又は償還に応じる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

1. 法令・定款への適合及び効率的な職務執行を確保するための体制

- (1) 社内外の環境変化に適切に対応していくために、全てのグループ規程の見直しを行っており、適切な情報開示と投資家等との建設的な対話の促進のための指針とすることを目的として新たにグループディスクロージャーポリシーを制定しました。
- (2) 法令・定款の遵守はもとより、不正や反社会的な行動をとらないよう、行動規範事例集を見直し従業員への周知徹底を図るとともに、コンプライアンス、内部統制、競争法・贈収賄、ハラスメント等に係る教育訓練をeラーニングにて実施しております。また、管理職を対象にコンプライアンスに関する集合研修を実施しております。
- (3) 働きやすく、働きがいのある職場作りをめざし「ニチレイグループ働き方改革方針」を定めるとともに、長時間労働是正への取り組みとして、RPAの導入推進、管理職を対象とした労務管理の集合研修を実施しております。

2. 損失の危険の管理に関する体制

グループに内在するリスクに適切に対応していくために、グループリスクマネジメント委員会を開催し、リスクの識別・評価に基づく対策方針を策定するなど適正なリスク管理に努め、情報セキュリティ対応、事業継続

マネジメント（BCM）体制の構築等を行っております。また、グループ各社においては各社固有のリスクに対し、リスクマネジメントを実施しております。

3. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、年2回開催するグループ戦略会議の審議を経たうえで当社グループの戦略を策定・承認しております。四半期ごとにグループ各事業の実行状況を確認するとともに、毎月開催する取締役会の審議等を通じて、適正なグループ運営に努めております。
- (2) 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、経営活動全般にわたる内部統制状況を検証し、改善事項を奨励・助言することで、行動規範やコンプライアンスの徹底、リスクマネジメントに対する意識向上を図っております。

4. 監査役の実効的な監査を確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議、グループリスクマネジメント委員会、グループ内部統制委員会等の重要な委員会に出席するとともに、グループ内部監査部門との定期的（月1回）な連絡会や代表取締役との意見交換を通じて、監査の実効性確保に努めてお
- ります。
- (2) 内部通報窓口（ニチレイ・ホットライン）からの報告先に監査役及び社外取締役を設定し、内部通報制度の経営陣からの独立性と透明性の確保を図っております。

VI. 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、当社の株券等について買収提案者が現れて買収提案を受けた場合に、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的に株主の皆様へ委ねられるべきものであると考えております。また、株主の皆様が適切な判断をなされるためには、買収提案に関する十分な情報が株主の皆様へ提供されるとともに、代替する案の可能性などについても検討する機会が提供されることが重要と考えております。

当社グループでは、「暮らしを見つめ、人々に心の満足を提供する」ことを企業経営理念に掲げ、地球の恵みを活かしたものづくりと、卓越した物流サービスを通じて、豊かな食生活と健康を支えつづけることを目指しております。このような当社グループの企業経営理念や目指す姿、中長期的な経営方針にそぐわない、短期的な経済的効率性のみを重視した買収提案の場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれないよう、株主の皆様が十分な情報を得た状態で判断をされることが必要と考えております。

2. 基本方針実現のための具体的な取組み

(1) 基本方針実現のための特別な取組み

2016年4月からの3年間、当社グループは中期経営計画「POWER UP 2018」に取り組んでおります。経営環境の変化を確実にとらえ、事業の展開を通じて社会的な課題の解決に貢献しつつ、安定的かつ着実な成長を実現することを目標として、前計画に引き続き加工食品事業と低温物流事業を中心に設備投資を実施し、グループの成長基盤を強化することで企業価値を向上してまいりました。

財務面では、営業キャッシュ・フローと資産流動化などによる資金を、企業価値の維持向上のための投資に加え、株主還元へ振り向けてまいります。株主還元につきましては、連結自己資本配当率（DOE）に基づく安定的な配当の継続を重視するとともに、資本効率などを考慮のうえ自己株式の取得を機動的に実施することとしております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを阻止するための取組み

当社グループは、加工食品事業、水産事業、畜産事業、低温物流事業、不動産事業、その他の事業を行っております。また、その物理的な事業活動の展開についても、子会社、事業所を通じて世界各国にて事業を行っております。当社グループの経営にあたっては、これらの複数の事業に関する幅広い知識と豊かな経験、また世界各国にわたる顧客、従業員及び取引先などとの間に築かれた関係がありますが、買収提案者による買収提案がなされ、株主の皆様が買収提案に応じるか否かの判断をなされる場合においても、これらに関する十分な理解が必要となります。

当社は、常日頃より、積極的なIR活動を行うことにより、株主の皆様に対する情報提供に努めておりますが、買収提案者による買収提案に応じるか否かを適切に判断していただくためには、当社と買収提案者の双方から適切かつ十分な情報（買収提案者からは、買収提案者が企図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主の皆様及び当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くのステークホルダーに対する影響、社会的責任に対す

る考え方等) が提供されるとともに、株主の皆様が判断をなされるために必要な検討期間が確保されることが必須となります。また、状況に応じて、当社より代替案の可能性を検討し株主の皆様提案することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、より望ましい提案を株主の皆様が選択されることも可能となります。

当社は、買収提案者に対しては買収提案の是非を株主の皆様が適切に判断されるための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値並びに株主共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記「2. 基本方針実現のための具体的な取組み」は、前記「1. 基本方針」に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(注)記載金額及び持株数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表 [2019年3月31日現在]

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	160,554	流動負債	99,561
現金及び預金	20,829	買掛金	25,547
受取手形及び売掛金	87,219	電子記録債務	2,194
商品及び製品	37,535	短期借入金	7,336
仕掛品	935	コマーシャル・ペーパー	2,000
原材料及び貯蔵品	7,263	1年内返済予定の長期借入金	5,202
その他	6,889	リース債務	3,578
貸倒引当金	△118	未払費用	30,919
		未払法人税等	4,368
		役員賞与引当金	215
		その他	18,198
固定資産	216,703	固定負債	93,890
有形固定資産	155,456	社債	40,000
建物及び構築物	73,814	長期借入金	24,385
機械装置及び運搬具	26,869	リース債務	13,449
土地	35,664	繰延税金負債	5,138
リース資産	15,854	役員退職慰労引当金	154
建設仮勘定	657	退職給付に係る負債	1,893
その他	2,595	資産除去債務	3,884
		長期預り保証金	3,063
		その他	1,922
無形固定資産	9,569	負債合計	193,451
のれん	3,254	(純資産の部)	
その他	6,315	株主資本	162,756
		資本金	30,307
投資その他の資産	51,676	資本剰余金	7,617
投資有価証券	40,543	利益剰余金	142,274
退職給付に係る資産	56	自己株式	△17,443
繰延税金資産	1,612	その他の包括利益累計額	14,063
その他	9,750	その他有価証券評価差額金	13,997
貸倒引当金	△287	繰延ヘッジ損益	661
		為替換算調整勘定	△594
資産合計	377,257	非支配株主持分	6,985
		純資産合計	183,805
		負債純資産合計	377,257

連結損益計算書 [2018年4月1日から2019年3月31日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		580,141
売上原価		486,926
売上総利益		93,215
販売費及び一般管理費		63,704
営業利益		29,511
営業外収益		
受取利息	139	
受取配当金	732	
持分法による投資利益	399	
その他	481	1,753
営業外費用		
支払利息	870	
その他	529	1,399
経常利益		29,864
特別利益		
固定資産売却益	211	
投資有価証券売却益	873	1,085
特別損失		
固定資産売却損	12	
固定資産除却損	1,068	
減損損失	52	
災害による損失	158	
その他	118	1,410
税金等調整前当期純利益		29,540
法人税、住民税及び事業税	8,631	
法人税等調整額	142	8,773
当期純利益		20,766
非支配株主に帰属する当期純利益		822
親会社株主に帰属する当期純利益		19,943

連結株主資本等変動計算書 [2018年4月1日から2019年3月31日まで]

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,307	7,617	126,510	△17,432	147,002
当期変動額					
剰余金の配当			△4,131		△4,131
親会社株主に帰属する当期純利益			19,943		19,943
持分法の適用範囲の変動			△47		△47
自己株式の取得				△10	△10
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	15,764	△10	15,754
当期末残高	30,307	7,617	142,274	△17,443	162,756

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	15,451	△739	1,014	15,726	6,951	169,680
当期変動額						
剰余金の配当						△4,131
親会社株主に帰属する当期純利益						19,943
持分法の適用範囲の変動						△47
自己株式の取得						△10
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,454	1,400	△1,609	△1,663	33	△1,629
当期変動額合計	△1,454	1,400	△1,609	△1,663	33	14,124
当期末残高	13,997	661	△594	14,063	6,985	183,805

貸借対照表 [2019年3月31日現在]

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,497	流動負債	29,433
現金及び預金	5,017	短期借入金	3,000
売掛金	7	コマーシャル・ペーパー	2,000
販売用不動産	13	1年内返済予定の長期借入金	5,000
関係会社短期貸付金	28,988	リース債務	49
未収入金	289	未払金	544
その他	180	未払費用	654
固定資産	138,911	未払法人税等	241
有形固定資産	15,406	預り金	17,810
建物	12,946	役員賞与引当金	35
構築物	295	その他	97
機械及び装置	261	固定負債	70,063
工具、器具及び備品	373	社債	40,000
土地	1,415	長期借入金	22,900
リース資産	84	リース債務	48
建設仮勘定	30	繰延税金負債	4,252
無形固定資産	3,220	長期預り保証金	2,824
ソフトウェア	3,211	その他	38
その他	9	負債合計	99,497
投資その他の資産	120,284	(純資産の部)	
投資有価証券	26,235	株主資本	63,594
関係会社株式	69,701	資本金	30,307
関係会社出資金	120	資本剰余金	7,604
関係会社長期貸付金	23,327	資本準備金	7,604
敷金及び保証金	731	その他資本剰余金	0
その他	237	利益剰余金	43,125
貸倒引当金	△68	利益準備金	39
資産合計	173,409	その他利益剰余金	43,085
		特別償却準備金	57
		固定資産圧縮積立金	589
		別途積立金	37,010
		繰越利益剰余金	5,429
		自己株式	△17,443
		評価・換算差額等	10,317
		その他有価証券評価差額金	10,317
		純資産合計	73,912
		負債純資産合計	173,409

損益計算書 [2018年4月1日から2019年3月31日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ経営運営収入	5,845	
投資事業受取配当金	2,926	
不動産事業収入	4,296	
その他	235	13,305
営業費用		
管理費	6,764	
不動産事業費用	2,038	
その他	112	8,914
営業利益		4,390
営業外収益		
受取利息	448	
受取配当金	714	
その他	29	1,193
営業外費用		
支払利息	171	
社債利息	168	
社債発行費	49	
その他	16	405
経常利益		5,177
特別利益		
投資有価証券売却益	668	668
特別損失		
固定資産除却損	127	127
税引前当期純利益		5,718
法人税、住民税及び事業税	731	
法人税等調整額	△46	684
当期純利益		5,034

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 [2018年4月1日から2019年3月31日まで]

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	その他剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	
当期首残高	30,307	7,604	—	7,604	39	85	608	37,010
当期変動額								
特別償却準備金の取崩						△28		
固定資産圧縮積立金の取崩							△19	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△28	△19	—
当期末残高	30,307	7,604	0	7,604	39	57	589	37,010

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	4,478	42,222	△17,432	62,702	11,163	11,163	73,865
当期変動額							
特別償却準備金の取崩	28	—		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩	19	—		—			—
剰余金の配当	△4,131	△4,131		△4,131			△4,131
当期純利益	5,034	5,034		5,034			5,034
自己株式の取得			△10	△10			△10
自己株式の処分			0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△845	△845	△845
当期変動額合計	951	902	△10	892	△845	△845	46
当期末残高	5,429	43,125	△17,443	63,594	10,317	10,317	73,912

本連結計算書類及び計算書類中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入としております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社ニチレイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 月本洋一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原賀恒一郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 皆川裕史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチレイの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチレイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社ニチレイ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 月 本 洋 一 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 皆 川 裕 史 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチレイの2018年4月1日から2019年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き事業及び財産の状況を調査しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社ニチレイ 監査役会

常 勤 監 査 役 滋 野 泰 也 ㊞
常 勤 監 査 役 安 田 一 彦 ㊞
社 外 監 査 役 齊 田 國 太 郎 ㊞
社 外 監 査 役 岡 島 正 明 ㊞
社 外 監 査 役 長 野 和 郎 ㊞

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

パレスホテル東京 2階 葵

電話 03-3211-5211

交通

地下鉄 大手町駅

C13b 地下出口からご入館いただけます。

- 東京メトロ 千代田線・東西線・丸ノ内線・半蔵門線
- 都営地下鉄 三田線

JR 東京駅 丸の内北口 (徒歩8分)

※当日は、会場周辺の道路および駐車場の混雑が予想されます。お車でのご来場はご遠慮くださるようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

